

## 「評価手法と料金について」

合同会社 福祉経営情報サービス

### ～標準的評価方法～

栃木県の定める福祉サービス第三者評価の手法に準拠して行います。評価は事業所の自己評価、評価調査者による調査、利用者調査の3つを組み合わせで行います。

#### 1. 利用者評価の方法

事前に十分な打合わせを行った上で、当社調査者が利用者や家族に調査を実施します。調査方法は「アンケート方式」「聞き取り方式」のほか、対象事業種別および利用者の状況により、「場面観察」を取り入れて実施します。

#### 2. 評価調査者による調査の方法

事業種別に定められた評価基準を用いて事業所自己評価を実施していただき、その結果を事前に分析した上で訪問調査を行います。訪問調査は「福祉サービス担当者」、「組織マネジメント分野担当者」各1名以上で実施します。その後評価結果の合議を行った上で報告（フィードバック）を実施します。

※フィードバックでは評価結果とさらなる事業改善へ向けた詳細な報告書を提出いたします。報告会の参加者、開催の形式等につきましては評価結果をその後の改善に100%活かせるよう、ご要望に応じて対応しています。

※評価結果は必要があれば修正し、公表の同意を確認した上で県へ報告します。

### ～料金～

(モデル例)

- ・ 特別養護老人ホーム（定員100名）/30万円（税抜）
- ・ 保育所（定員80名）/30万円（税抜）
- ・ 障害者入所施設（定員60名）/32万円（税抜）

※上記は標準的な手法及び料金となります。事業者ごとに適切な評価方法とお見積もりを提示致しますのでご相談ください。